

令和8年度山形県災害支援車両導入支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、衛生的で良好な避難生活環境の確保に向けた防災資機材等の充実強化を図ることにより、被災者支援体制を一層充実させ、県民の安全と安心を確保することを目的として、事業者が災害支援車を導入する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該事業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「災害支援車」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害により被害を受け又は受けるおそれのある住民の生活の安定及び被災地の速やかな復興に資するために活用される車両であって、飲料水、電気及びガスを供給する機能を一体的に有し、災害時に避難所等における生活環境の維持に資する能力を持つ車両をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県内に本社若しくは営業所又は事務所を有すること。
- (2) 令和8年度に山形県との間で、災害時等における災害支援車の優先供給に関して協定を締結し、又は締結する見込みのある者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。

ロ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であること。

ハ 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、その支店若しくは契約を締結する事務所の代表者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であること。

ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ホ 役員等が自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ト 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日以降に実施する、災害支援車の購入に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除き、補助対象経費に充てべき国からの補助金があるときは、当該補助金の合計額を控除した額）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は11,400,000円のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和8年8月10日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 同意・誓約書（別記様式第2号）
- (3) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減
- 2 規則第7条第1項第1号イ及びロの規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
 - 3 規則第7条第1項第1号ハの規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
 - 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
 - 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第12条第1項の規定により処分が制限されているもの（以下「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管すること。
 - (2) 処分制限財産については、財産管理台帳を備え付けておくこと。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

2 事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第7号）及び資金計画書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消)

第11条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(財産処分の制限)

第12条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第8号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、取得し、又は効用の増加した財産についてそれぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。